

令和 6 年 度

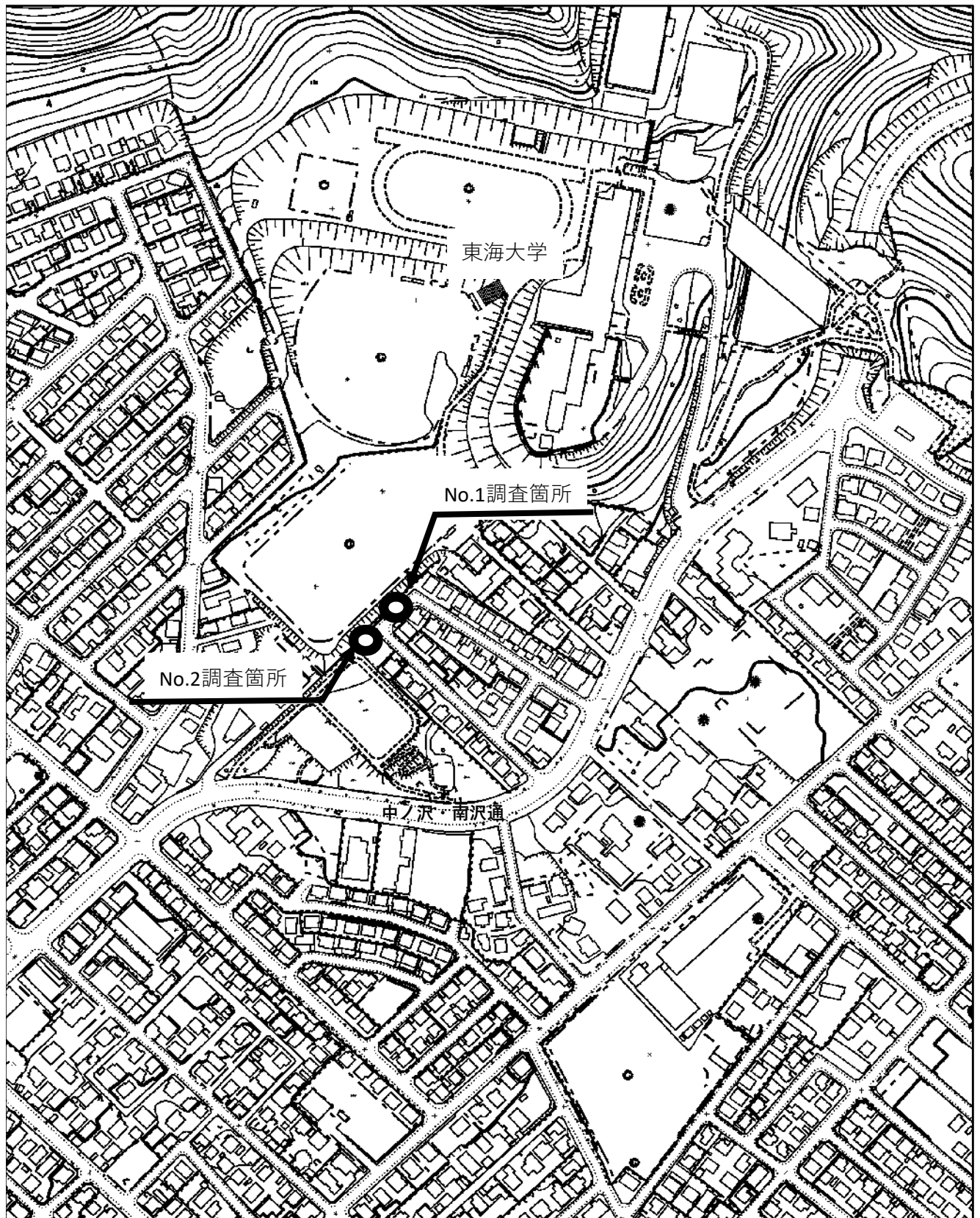
業務設計書（公示用）

業務名： 南沢4条2丁目3号線（南区南沢4条2丁目10番地先）道路調査業務

令和 6 年 5 月 単価適用

南区土木部維持管理課

位置図



()	業務名	南沢4条2丁目3号線（南区南沢4条2丁目10番地先）道路調査業務
1. 積算金額		
区 分		設計金額（円）
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

業務説明書

1. 概要

- 1 地質調査 機械ボーリング 一式
- 2 解析等調査業務 一式

2. 場所

南区南沢4条2丁目10番地先

3. 期間

契約書に示す着手の日から令和 6年 8月18日までとする。

4. 図面

別紙のとおり

5. 仕様書

札幌市土木工事共通仕様書、土木工事標準設計図集、札幌市土木設計業務共通仕様書、札幌市地質・土質調査業務共通仕様書、その他関係資料並びに特記仕様書によること。

6. 特記仕様書

別添のとおり。

特 記 仕 様 書

1 打合せ協議

打合せは、着手時・中間時 3 回・成果品納入時の計 5 回とする。なお、着手時・成果品納入時は主任設計者が立ち会うこと。中間打合せ回数については、必要に応じて業務主任と協議すること。

2 記録簿の作成

協議内容等の記録簿を提出すること。

3 業務着手日

令和 6 年 6 月 10 日を業務着手予定日とする。

4 主任技術者・照査技術者の資格要件

本業務の主任設計者及び照査技術者は、下記の条件を満たす者とする。

- ① 主任技術者は、下記資格要件を満たす者とする。
- ② 照査技術者は、下記資格要件を満たす者とする（主任技術者に準ずる。）。

資格要件分類表

要件分類	資 格	
	主任技術者	照査技術者
資格要件	札幌市地質・土質調査業務共通仕様書による。	

技術士または R C C M の資格保有者とは、登録していることを条件とする。

業務着手時に、資格者であることを証明できる書類（登録証の写し）を提出すること。

なお、技術士の場合は、専門科目が証明できる書類（登録証明証の写し）を提出すること。

主任設計者は、契約図書に基づき調査業務に関する技術上の管理を行うものとする。

5 解析根拠

本業務におけるその決定根拠およびそれに基づく文献等（頁）については明記すること。

6 電子納品

本業務は電子納品対象業務とすることとし、電子納品に関する手引き〔土木業務編〕（以下、「手引き」という）に基づいて行うものとする。

成果品は、「手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で 2 部提出する。「手引き」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「手引き」の解釈に疑義がある場合は業務主任と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

7 納入成果品

各種報告書、検討書、打合せ記録簿、その他業務主任が必要と認めた資料等、電子データ一式を想定している。

成果品の提出前にその内容について、業務主任と打合せを行うこと。

8 環境負荷低減への取組み

業務の遂行にあたっては、「さっぽろ地球環境憲章」や「地球を守るためのプロジェクト・札幌行動～市民行動編」の趣旨に配慮した作業計画を立案すること。

(URL : http://www.city.sapporo.jp/kankyo/ondanka/shuto_sengen/index.html)

なお、工法の選定に際しても、十分に周辺環境への影響に配慮すること。

また、本業務に係る物品の使用等については、「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づいて行うこと。(URL : http://www.city.sapporo.jp/kankyo/management/ems_torikumi/green.html)

9 貸与資料

本路線近傍の過年度成果品を貸与する。

現地踏査を行い、貸与した資料・図面と現地を照合し作業を行うこと。なお、貸与資料の確認を行い、本業務に関連する・しないに関わらず、不備や不整合等が発見された場合は業務主任と協議すること。

10 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務において個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

11 業務大要

本調査は、原則として次に挙げる作業を行うものとする。

なお、調査位置や作業内容等について、過年度成果及び現地条件等を基に、事前に業務主任と協議し決定すること。

項 目	種 別 ・ 規 格		数 量
土質ボーリング (ノンコア、鉛直下方)	φ 66mm、10m/孔 〔 No.1 調査箇所：3 孔 No2.調査箇所：1 孔 〕	砂・砂質土	40m
標準貫入試験	砂・砂質土		40 回
地下水位測定	③ ボーリング箇所：10 回		10 回
解析等調査	○ 資料整理とりまとめ ○ 断面図等の作成 ○ 総合解析とりまとめ		一式

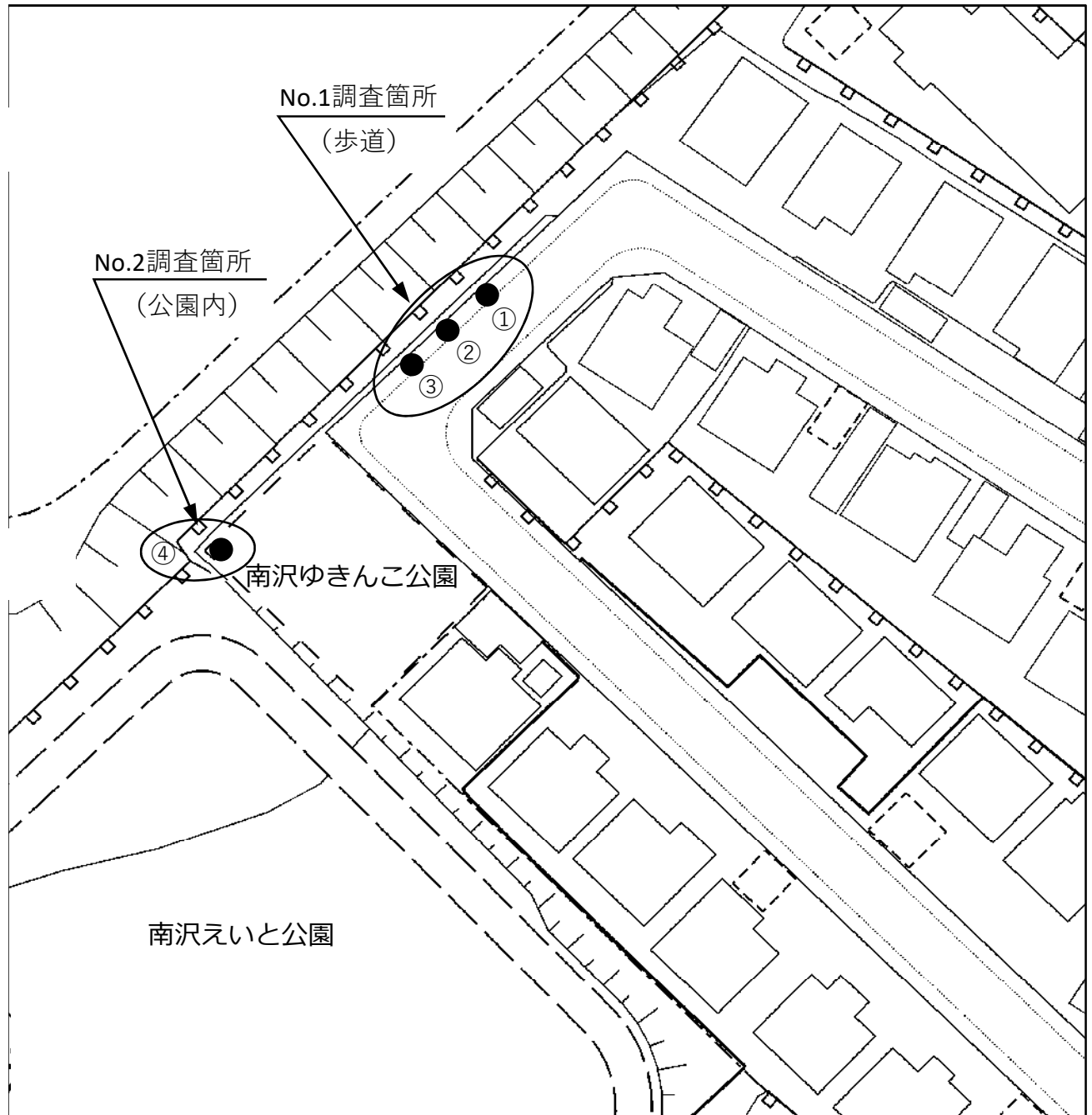
12 現地調査作業

- 作業に当たっては、必要な安全対策（交通誘導員、掲示板、保安柵等）を講ずること。
- 過年度成果等を整理するとともに、調査の要点等を十分理解した上で作業とすること。
- 調査箇所、調査項目等の詳細については、業務主任と事前に協議すること。
- 道路使用許可等を厳守し、事故の無いように注意すること。

13 その他

- (1) 業務内容について、不明な点、疑義が生じた場合には、業務主任と協議すること。
- (2) 受託者は、業務上知り得た事項を他人に洩らしてはならない。

ボーリング箇所位置図



【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者（受託者）は、本工事（業務）を施工（履行）するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受注者（受託者）は、個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により発注者（委託者）に報告しなければならない。

2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 受注者（受託者）は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。

4 受注者（受託者）は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に報告しなければならない。

5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受注者（受託者）は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、書面により発注者（委託者）に報告しなければならない。

2 受注者（受託者）は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。

3 受注者（受託者）は、発注者（委託者）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の施工（履行）に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者（受託者）は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(下請契約（再委託）)

第6条 受注者（受託者）が、本工事（業務）のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）をする場合には、あらかじめ発注者（委託者）に書面により申請し、発注者（委託者）から承諾を得なければならない。

2 受注者（受託者）は、前項の申請をする場合には、発注者（委託者）に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 下請契約（再委託）先の名称
- (2) 下請契約（再委託）する理由
- (3) 下請契約（再委託）して処理する内容
- (4) 下請契約（再委託）先において取り扱う情報
- (5) 下請契約（再委託）先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法

3 発注者（委託者）が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者（委託者）に対して下請契約（再委託）先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 発注者（委託者）が第1項及び第2項の規定により、受注者（受託者）に対して個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）を承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先との契約において、下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者（委託者）の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受注者（受託者）は、本工事（業務）を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の

定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

(2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3) 従業者の監督を行うこと。

(4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者（受託者）は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順

を定めなければならない。

（監査及び調査）

第13条 発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第14条 受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。

2 受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第15条 発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第16条 受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害が発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1-1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書
(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
☐ 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記 1 により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

(総括保護管理者)

(保護管理者)

- ☐ 基本方針等に記載がある (該当する場合は□欄にチェック)

3 従業員の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業員を記載してください。※該当する□欄にチェック

- ☐ 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記 3 (2) において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

☐ 秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出
☐ 従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

その他 ()

※具体的な策を以下にご記入ください。

※対策を以下にご記入ください。